

墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

疾病により全く勤務実績がない杉並区選挙管理委員に月額報酬が支給されていたことにつき、勤務実態がなくても月額報酬の満額支給を認める杉並区の条例の規定は、地方自治法に反して違法、無効であるとする判決が平成27年11月に確定した。この判決を踏まえ、本区においても行政委員（教育委員、選挙管理委員及び監査委員）が、疾病等により暦月で1月職責を果たすことができないときにその月分の報酬を支給しない規定を追加する等の改正を行う必要がある。

2 改正概要

- (1) 委員長及び委員が疾病等により暦月で1月その職責を果たすことができないと認められるときは、その月分の報酬を支給しない旨の規定を新たに設ける。
- (2) 委員長及び委員が月の中途において死亡したときの報酬の支給方法について、これまで月額支給としていたものを任期満了、辞職、失職、解職の場合と同様に日割りによる支給に改める。

3 施行期日

公布の日

< 参考 >

訴訟判決要旨【東京高裁 平成26年4月24日】

疾病により全く勤務実績がない選挙管理委員が月額報酬を受領していたことにつき、勤務実態がなくとも月額報酬の満額支給を認める杉並区の条例の規定は地方自治法に反して違法、無効であるとして、杉並区の住民である被控訴人らが住民訴訟を提起したところ、原審が訴えを一部却下し、請求を一部認容したため、控訴人杉並区長が控訴した事案において、本件条例は、同法第203条の2第2項( )の趣旨に照らした合理性の観点からすると、議会の裁量権を超えるものとして同項の規定に反し無効であるといえ、本件月額報酬の支給は法律又はこれに基づく条例に基づかずになされたものとして無効であるとして、原判決を維持して控訴を棄却。上記判決に対しては、杉並区側が上告受理の申立てを行ったが、平成27年11月18日、最高裁で上告不受理の決定がなされたことにより上記判決が確定した。

地方自治法（抄）

（報酬及び費用弁償）

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

3 第1項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。